

特殊健康診断 | 鉛健康診断

実施すべき時期

法令で定められた鉛業務(鉛中毒予防規則第1条第5項、労働安全衛生法施行令別表4)に従事する労働者に対しては、雇入れ時、当該業務への配置換え時、およびその後6ヶ月以内ごとに1回定期的に下記の項目の健康診断を実施しなければなりません。

鉛中毒予防規則53条

実施する項目

1. 業務歴の調査
2. 鉛による自覚症状、および他覚症状の既往歴の調査
3. 血液中の鉛の量、および尿中のデルタアミノレブリン酸の量の既往の検査結果の調査
4. 血液中の鉛の量
5. 尿中のデルタアミノレブリン酸の量
6. 作業条件の調査
7. 貧血検査
8. 赤血球中のプロトポルフィリン量
9. 神経内科学的検査

※医師の判断で検査を省略可能な項目もありますが、当院ではすべての検査を実施いたします。

料金

健康診断項目	健康診断内容	料金(税込)
鉛健康診断	上記1～9	¥9,570